

熊本市自治推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市自治基本条例（平成21年条例第37号）第37条第5項の規定に基づき、熊本市自治推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について審議等を行うとき又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活局市民生活部市民協働推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。